

JAKIM主催 第8回ハラール認定機関総会報告

拓殖大学イスラーム研究所 シャリーア専門委員長 武藤 英臣

マレーシア連邦政府総理府イスラーム開発局（JAKIM）は、毎年JAKIMの承認するハラール認証団体を集めて総会を開催している。今回は、第8回目に当たる。4月3日と4日の二日間に渡って、クアラルンプール国際空港に隣接する「SAMA SAMA Hotel」大ホール・ルームで開催された。また今年初めて総会と並行して「第1回国際ハラール技術能力増進プログラム2017」が、上級、中級、初級の3つのクラスに分かれた研修会も行われ当研究所からも3名がこのプログラムに参加した。

今回の総会では、連邦政府副総理大臣が来賓として初めて出席しスピーチしたことが注目された。そのスピーチでは、JAKIMのハラール部門の仕事ぶりを称賛し、承認している世界のハラール認証団体が40カ国68団体に上ると自慢していた。

また今回の特徴は、例年マレーシア連邦共和国ハラール展示会（MIHAS: Malaysia International Halal Showcase）の開催に合わせて、その期間中に総会が開かれていたが、今回は、総会終了後の4月5日からMIHAS 14 展示会が始まった。更に正式な開会式は、6日の午後、連邦政府経済産業輸出貿易大臣が開会宣言をした。例年は、総理大臣の出席で開会していた。

以下、第8回総会のプログラムを掲載する。

初日：4月3日

9時～10時

講演 1 テーマ：マレーシアのハラール様式、その方向と方針

講師：Dr. Sirajuddin Suhaimee (Halal Hub Division, JAKIM)

10時～10時45分

講演 2 テーマ：ハラール性分析技術の進歩

講師：Mrs. Shuhairuz Abu Satar, Malaysia Halal Analysis Center

10時45分～11時

講演 3 テーマ：世界の認証団体オン・ライン・システム

講師：Mr. Shafiq Akmal Ismail, Appspiration Solutions Sdn Bhd

12時～13時

基調講演 テーマ：インターネットによるハラール教育

講師：MG (Mejar General) Mr. Jamil Khir Baharom (連邦政府総理府担当大臣)

14時15分～14時50分

講演 4 テーマ：ハラール アカデミーe-learning

講師：Mr. Dhaliff Gaus Anuar, GAE Resource Sdn Bhd



総会風景

14時50分～15時45分

講演 5 テーマ：ハラール化粧品のマレーシア基準とアジアの優良化粧品—マレーシアの経験

講師：Mr. Muhammad Lukman Ibrahim, National Pharmaceutical Regulatory Agency

15時45分～16時20分

講演 6 テーマ：イスラーム経済、ハラール産業に効率的な投資策

講師：Mr. Muhammad Muzamir Muhammad Radzi, IAP Integrated SB

16時30分～17時30分

特別基調講演 テーマ：クイック・ハラール判定方式採用の紹介

講師：Dr. Asyraf Wajdi Dusuki, マレーシア連邦政府総理府副大臣

二日目：4月4日

9時～9時40分

講演 7 テーマ：クイック・ハラール：ハラール査察の新しい機器

講師：Dr. Muhammad Iskandar, HOLISTIC Lab Sdn Bhd, Univ. Technology Malaysia

9時40分～10時20分

講演 8 テーマ：ハラール管理システム：ハラール認証団体の実装

講師：Dr. Khairil Ismahafiz Muhadzir, DagangHalal Plc

10時20分～12時20分

フォーラム：多様性の中の統一

司会者：Datuk Fadilah Baharin, Department of Standard Malaysia

パネリスト：

- 1) Mdm Khadija Haoueti, Institut Marocain De Normalisation (MANOR)
- 2) Mr. Munir Hussain, Islamic Religious Council of Singapore (MUIS)
- 3) Maulana MS Naylakhi, South African National Halal Authority (SANHA)

12時20分～13時

講演 9 テーマ：グローバル・ハラール・データ・プール：導入

講師：Mdm. Amnah Shaari, Serunal Commerce Sdn Bhd

14時30分～17時30分

企業訪問

マレーシア・JAKIM主催、第1回国際ハラール技術能力開発プログラム報告

イスラーム研究所シャリーア専門委員会 堀口 有

第8回ハラール認証団体会議(HCBC)、ならびに第1回国際ハラール技術能力開発プログラム(IHTCDP)がマレーシア・サマサホテルにて4月3・4日に開催された。主催者発表によれば700名が出席、75の認証団体が参加したという¹。昨年まではマレーシア連邦政府イスラーム開発局(JAKIM)に認められた海外認証団体²のみが参加する会議であったが、本年からはJAKIMに認められていない認証団体やハラール製品を製造・販売する企業も参加可能となったため、出席者数が昨年の倍以上となった。

今回初の開催となったIHTCDPは、JAKIMのハラール認証の手順やハラール製品の製造、取り扱いを学ぶ3つのコースが用意されており、エメラルド(初級)・ダイヤモンド(中級)・サファイヤ(上級)に分かれてセミナーが行われた³。以下は筆者が参加したダイヤモンドについての報告である。

プレゼンテーションのテーマと講演者については後に記すとして、ここでは特にハラール製品を製造・販売する際の参考となる情報やトピック、注意点について報告したい。まずは化粧品に関してである。

マレーシアでの化粧品、パーソナル・ケア製品の申請は2013年4件、2014年194件、2015年290件、2016年425件と年々増加しており、2017年3月時点で232社がJAKIMのハラール認証を取得、その製品数は2237製品に及ぶという。それら製品に使用される原材料はほとんどが植物由来とのことであったが、化粧品で使用するクリティカルな原材料として幹細胞、ヒアルロン酸、プラセンタ、ゼラチン、コラーゲン、ペプチド、アラトイン/尿素、グリセリン、エタノール、ビタミンが挙げられていた。豚由来、人体由来、動物由来(イスラーム法に則った屠畜がなされていない鶏・牛等)、尿から得たもの、酒(後述を参照)は気をつけねばならないということである。

また、化粧品やパーソナル・ケア製品では製品のパッケージや広告にも注意が必要である点も強調されていた。これら製品では女性の身体(バストのアップ等、裸体の一部)が描かれることがあるが、こういった表現はイスラーム法に反するため、パッケージや広告で使用してはならない。原材料や製造工程だけではなく、製品パッケージや広告のデザインについてもイスラーム法に反する要素がないかどうか、常に注意を払っておく必要がある⁴。

次に医薬品に関してである。マレーシアでは2017年3月時点でハラール認証を取得した企業数は196社、製品数は3197に上るという。その内訳は伝統薬が2381、サプリメントが132、一般用医薬品が509、毒薬(poison schedule A)が175とのことであった。クリティカルな原材料としては動物由来原材料が挙げられ、医療分野ではゼラチン、コラーゲン、獣脂とその派生物、羊毛脂とその派生物、コンドロイチン硫酸、ヒアルロン酸、キトサン、動物の心臓、心臓弁、海綿骨、小腸粘膜、前胃等が使用されるとの説明があった。また、アルコールについても言及があったが、アルコール問題については次に詳しく述べる。

アルコールに関するプレゼンテーションでまず語られたのは、「アルコールは必ずしもハムル(酒)を意味しない」という注意であった。イスラームで禁じられているのはハムルであり、ハムルとは人を酔わせるものである⁵。そのため、人が摂取して酔うアルコール

はハラームであるが、酔わないアルコール(甘味料のソルビトール等)はハラームではない。アルコールはハラームであるという言い方がされることがあるが、ハムルがハラームなのであってアルコールがすなわちハラームではない点を見落としてはならないだろう。ではハムルからエタノールを除き、酔うことのないアルコール・フリー飲料となればハラールかというところではない。ハムルは不浄(リジュス)であるため、元々が不浄なものからハラール製品を製造することはできないと解されている⁶。

また、アルコールは必ずしもすべてハムルとして製造されるわけではなく、ハムルとして製造されていないアルコールは使用可能である旨が説明された。つまり合成アルコールや発酵アルコールのうちの工業用アルコールは使用できるが、飲料用アルコールとして製造された発酵アルコールは使用不可となる。

その他、多くのプレゼンテーションで共通に語られたのは、企業内部に設けられたハラール委員会の重要性である。ハラール製品を製造する企業は必ずハラール委員会を設立し、そのメンバー(ムスリムを含む)はハラールの基準や要件に通暁していなければならない。マレーシアのハラール基準はMS1500(ハラール食品の製造・調整・取扱いおよび保管に関する一般ガイドライン)、MS2200(イスラーム消費財—パート1:化粧品とパーソナル・ケア製品に関する一般ガイドライン)、MS2400(ハララン・タイエバン保証パイプライン—パート1:製品輸送・貨物サービスに関する管理システム要件、パート2:倉庫保管等に関する管理システム要件、パート3:小売に関する管理システム要件)、MS2424(ハラール医薬品に関する一般ガイドライン)等に定められている。また、JAKIMもハラールに関する手順書をサイトで公開している⁷。ハラール製品を製造する企業はこれらを十分に理解し、原材料・製造工程・保管でのコンタミネーションを防ぐべく、明確な手順を構築しなければならない。

ムスリムが多数派でありイスラームを国教として定めるマレーシアが求める基準は、非イスラーム国である日本では実現不可能な点もある。しかし相手国が求めている基準を把握した上で、ハラール製品製造に従事する企業は自社の対応が十分か不十分かを常に顧み、向上を計っていく必要があるだろう。

最後に、クアラルンプール訪問の折、現地のスーパーマーケットを視察した際の報告を行いたい。筆者が訪れたスーパーは伊勢丹スーパーマーケット(スリアKLCC店)、メルカート(パビリオン店)、伊勢丹フードマーケット(Lot 10店)、ジャイアント(スングエイワン店)の4店である。4店に共通するのは、豚製品(肉、ハム等)はレジが別となっており、豚製品売り場にあるNon-Halal専用レジで会計しなければならない点である。酒については対応が異なり、酒も専用レジを設けている場合と一般レジで会計可能となっている場合がある。豚も酒類も「Non-Halal」という表示がなされており、豚料理が出るレストランも入口に「Non-Halal」と掲示していた。つまりNon-Halalという語は禁止されるものである豚、酒を意味する言葉として使用されているため、Non-Halalという言葉を使用する際には注意を要する。

伊勢丹Lot 10店では注意を引く表示があった。高級志向のこの店ではターゲットを中華系高所得層に絞っているらしく、それぞれの棚に「この製品は豚・アルコールを含んでおり、ムスリムにはお勧めできません」と書かれていた。実際に豚や酒を含んだ製品が並んでいるのであれば表示の通りであるが、中にはハラール認証を取得

した製品もあり、そのすぐ横にこう書かれていたのである。当然ながらその製品には豚由来原料も酒も含まれていない。別の場所ではハラール製品として販売されているものが、ここでは豚・アルコールを含んだムスリムにふさわしくないものとして販売されているのである。認証を取得した製品や企業にあらぬ疑いがかかるような誤解を生む表示であり、各企業は自社製品がどのように販売されているのかまで顧慮する必要があるのではないだろうか。

IHTCDP ダイヤモンド・コースのプレゼンテーション題目と講演者
【4月3日 9:00 - 17:00】

- (1) プレゼンテーション1：ハラール認証における革新的技術（認証団体のためのシステム紹介）
Ms. Marina Muhamad
Head, Training and Consultancy (DaganHalal)
- (2) プレゼンテーション2：JAKIMのハラール認証テクノロジー、Halal Verified EngineとHalal Certificate Management System
Ms. Siti Mastura Johari
Assistant Manager HVE (DaganHalal)
- (3) プレゼンテーション3：クイック・ハラールを使った生産性向上
Mr. Rahmat Harun
Chief Technology Officer (Halal Informatics Research Laboratory, Universiti Teknologi Malaysia)
- (4) 基調講演（全コース共通）
Y. B. Mafor General Dato Seri Jamil Khir Hj Baharom
Minister (The Prime Minister's Office)
- (5) プレゼンテーション4：ハラール・コスメティクスがどのようにミレニアル世代に展開したか
Ms. Farah Azura Bt Khalil
Assistant Director, Halal Hub Division (JAKIM)
- (6) プレゼンテーション5：マレーシア・ハラール認証手順書とMS2424に基づく技術的要素
Ms. Shamsiah Binti Aziz
Halal Technical Auditor, Halal Hub Division (JAKIM)

【4月4日 9:00 - 17:00】

- (7) プレゼンテーション6：JAKIMが認めるハラール認証団体のプロトコルと構造、運営
Mr. Johari Ab Latiff

- Senior Assistant Director, Halal Hub Division (JAKIM)
- (8) プレゼンテーション7：マレーシア・ハラール認証手順書とMS2400に基づく技術的要素
Mr. Muhammad Hawari Hassan
Senior Assistant Director, Halal Hub Division (JAKIM)
- (9) プレゼンテーション8：ハラールに関するファトワーを知ろう
Mr. Johari Ab Latiff
Senior Assistant Director, Halal Hub Division (JAKIM)
- (10) プレゼンテーション9：ハラール産業のアルコール問題を解決するファトワー
Dr. Dzulkifly Mat Hashim
Associate Professor (Universiti Putra Malaysia)
- (11) プレゼンテーション10：ワクチンに関わるファトワー、ハラール・ワクチン、そしてワクチン接種プログラムの倫理的問題
Dr. Zhari Islamil
Professor (University Science Malaysia)

- ¹ <http://www.halalcbconvention.my/about-us/>（2017年4月25日アクセス）
- ² JAKIMが認める海外認証団体リストはJAKIMサイトから確認できる。<http://www.halal.gov.my/v4/> 2017年4月14日版リストでの認証団体数は66（Authorityを含む）。
- ³ それぞれの出席者数はエメラルドが40名程度、ダイヤモンドが30名程度、サファイヤが50名程度。
- ⁴ キューピー・マレーシアが全裸で羽の生えたキューピー人形の全身を使用するのをやめ、顔と手のみが描かれたキューピーマークを使用した例がある。
- ⁵ ハディース（預言者ムハンマドの言行録）には「すべての酔わせるものはハムルであり、酔わせるものはすべてハラームである」との預言者の言葉がある。
- ⁶ この点は法学派によって見解が分かれるところであり、ハンバル学派ではハムルからエタノールを除けば許容される。また、酒を意味する語（シャンパン、カクテル等）の使用に関してもハンバル学派では許されるが、マレーシア・インドネシアで支配的であるシャーフイー学派では使用不可である。
- ⁷ Manual Procedure for Malaysia Halal Certificationは以下よりダウンロードできる。<http://www.halal.gov.my/v4/index.php?data=bW9kdWxlcY9mb3Jtcz7Ozs>（2017年4月25日アクセス）



MIHAS会場風景



お酒は、ノン・ハラールの表示が付けられている



豚肉などのノン・ハラール肉がまとめられて売られている

MUI FATWA翻訳 (2) =インドネシア法学会議による法勧告=

イスラーム研究所化学委員長 武藤 愛二

(1) ハラル製品の消費に関して

ファトワ番号：2009年第3回MUIファトワ会議決定

法解釈（法的根拠）：

1. 全てのムスリムは、ハラル製品のみを消費することが出来るので、ハラル保証のステータス（状態）は、ムスリム消費者にとって、人権の一つとなっている。
2. ハラルステータスが明らかでない食品、医薬品、化粧品は、そのハラル性が明確になるまで、（使用は）避けられなければならない。何故なら、加工プロセス（技術）を通して生産される全ての食品、医薬品、化粧品は、（天然物で、ハラル性が明確なもの以外）その製品の最初の法的解釈は、疑義がある（syubhat）である。
3. ムスリム一般消費者向けに生産される製品は、的確なハラル保証を提供する為に生産者は、直ちに、製品のハラル性を証明する必要がある。
4. 如何なる製品でもハラルステータスの決定は、ハラル証明書を発行する承認された機関によって行われる必要がある。この場合、MUIによってである。
5. ハラル証明書を得た製造者・生産者は、LPPOM MUIが発行したHAS（ハラル保証システム）の履行を通じて、製品のハラルステータスを維持しなければならない。
6. 政府は、ハラル製品に対する的確な管理を実施する必要がある。

奨励（勧め）：

1. 政府及び国民議会に対しては、以下内容を含むハラル製品保証の法案の協議を早急に進めて、成案化することが求められる。
 - a. 消費者に、ハラル保証の法的根拠を提供する。
 - b. 消費者の権利であるハラル保証を生産者が、請け負う義務を有する。
 - c. 法律違反の生産者に制裁を科す。
 - d. ハラル製品に関する管理、監督の規定を決める。
 - e. ハラル証明書を発行する認定機関（即ちMUI）により、製品のハラルステータスが決定される。
 - f. ハラル製品を管理する適切な公共機関（局）を設立する。
2. ムスリム共同体は、（上記法案により）ハラル性の不明確なものを避けることが可能になる。
3. 小規模事業者、特に、レストランなどにとって、ハラル証明取得プロセスを容易にするため、MUIの代理権限を持つ組織の助けも得て、各地方・省のMUIに届け出が出来る様にする。
4. 政府には、ハラル製品の的確な管理の実行が求められる。
5. 政府系、民間を問わず、全ての公共サービス機関、即ち、会社、ホテル、輸送機関（航空機、船舶、汽車、バス等）、病院等々は、ハラル証明のあるケータリングサービスを最優先させること。
6. シャリーア銀行、融資機関は、その融資の実行に当たり、ハラル証明を得た食品、医薬品、化粧品の会社へ（融資を）実行することが求められる。
7. ビジネスライセンス、企業ライセンスの審査過程における国家シャリーア委員会は、特に、食品、医薬品、化粧品に係るビジネス・企業の場合は、その製品のハラルステータスがどうなっているかにも、より一層の注意を払う必要がある。

パダンパンジャン 西暦2009年1月26日
ヒジュラ暦1430年1月29日

(2) 免疫（医療）処置に関して

ファトワ番号：No. 04/2016

概論：

1. 免疫（医療）処置とは、ある特定の病気に対して、ワクチンを注入することにより、体の免疫性を高める処方である。
2. ワクチンとは、免疫抗原のある生物製剤で、（抗原が）既に殺菌されたか、滅菌された微生物菌である。ファトワの対象となるのは、（免疫処置の）全体又は一部、既に免疫類毒素、又は組み

換え蛋白質に加工された毒性生物菌、又他物質に追加されたものに関し、それが、人に与えられる（注入される）都度、ある特定の病気に対し、特別な活性免疫性を生み出す免疫処置の実施のことである。

3. 免疫処置されない場合は、人体に危険を及ぼす様な「Al-Dharurah」（な状況）であることが、絶対条件となる。
4. 免疫処置がされない場合は、重篤な病状、不具疾病を引き起こす様な、「Al-Hajat」（な状況）が、緊急性の条件となる。

法解釈（法的根拠）：

1. 免疫性を得る為、又は、特定の病気の発生を予防する為の手段として、免疫処置は、基本的に認められる。
2. 免疫処置のワクチンは、神聖で、ハラルなワクチンであることが、シャリーアに基づいて、必須となる。
3. 不法な（認められない）もの、又は、不浄なものから製造されたワクチンの使用は、ハラーム（禁止される）である。
4. 不法な（認められない）もの、又は不浄なものから製造されたワクチン（使用）は、以下を除いて、認められない。
 - * 「Al-Dharurah（必然）」又は「Al-Hajat（必要）」な状況下での使用。
 - * ハラルで、神聖なワクチンが発見、又は発明されていない。
 - * （必要性に関し）有資格な医療者の明確な宣誓があり、且つ、他にハラルなワクチンが無いと確信された場合。
5. 免疫処置が施されない事により、当人が死亡する、重体（重篤）となる、又は将来的に不具（な状況）に至らしめ、人としての生命に脅威を与えると、資格者で、信頼できる専門家の判断がある場合は、免疫処置が義務（必要）となる。
6. 資格者で、信頼できる専門家が、（免疫処置が）有害な結果を引き起こすと判断した場合は、免疫（医療）措置を行ってはならない。

奨励（勧め）：

1. 政府は、奨励、予防、治療、回復のための（広宣）活動を通じて、公衆衛生の維持管理を確実にする必要がある。
2. 政府は、公共社会の免疫処置の貢献の為、ハラルなワクチンの入手性を確実にする必要がある。
3. 政府は、直ちに、全てのワクチンに対するハラル証明の必要条件手続きを取り進める必要がある。即ち、製造者、生産者に対して、ワクチン製品の（ハラル）証明書を、直ちに申請することを求めるか、法的な強制力で指示すること。
4. ワクチン製造者、生産者は、ハラルワクチンを製造することに努めることが求められる。
5. ワクチン製造者、生産者は、法的根拠、規定に基づいて、製品がハラルなワクチンであることを証明する必要がある。
6. 政府は、義務的免疫処置の実施を、宗教的、公共団体の指導者たちと一緒に、広宣普及しなければならない。
7. 免疫処置実施の為、適切な助力を行う事等、両親及び公共社会は、健康の維持管理に取り組まなければならない。

結び：

1. 本ファトワは、下記日付をもって発効する。後日、訂正が必要となった場合は、その内容に従い、修正、正確化される。
2. ムスリム及び必要とされる人々に連絡が伝達されるように、本ファトワの広宣普及が推奨される。

ボゴール 西暦2016年1月23日
ヒジュラ暦1437年4月13日

(3) 動物皮革のなめし法と使用（利用）に関して

ファトワ番号：No. 56/2014

概論：

本ファトワでは、

- a. なめし法とは、以下項目の様に、動物皮革を精製する工程をさす。
 1. 動物の種類は、豚、犬を除く、又、豚・犬、乃至は、（豚・犬）双方由来、及びどちらかの由来（系）のものを除く。
 2. 皮革に付着する粘着質、（悪）臭を取り除く処理をする。

3. 皮革表面の汚れを取り除く。
4. 洗浄して、不衛生な汚れをすべて取り除く。
- b. なめし法は、以下の様な用途で、動物皮革を精製する工程である。
- c. 使用（利用）用途としては、(i) 食品（利用）用途、(ii) 消費財
- d. 消費財とは、動物皮革物質を使用し、カバン、ベルト、靴、携帯電話ケースなど、設備、アクセサリなどとして使用されるものの。

法解釈（法的根拠）：

1. 「Ma'kul Al-Lahm」な（シャリーアに基づいて、食用が許される）動物の皮革であり、その屠畜が、シャリーアに基づいて行われ、神聖且つ清浄なもの。
2. 食品用途・消費財目的で、上記1の動物皮革の使用（利用）が、「Mubah」（許され、差し支えない）であること。
3. 「Ma'kul Al-Lahm」（食用が許される動物）、乃至「Ghair Ma'kul Al-Lahm」（シャリーアに基づいて食用することが許されない）な動物の死体の皮革は、不浄であるが、適切ななめし法を施したものは、清潔なものとなる。但し、動物は、豚、犬、及び双方（又は、片方）由来のものは除く。
4. 上記3の動物の死体から製造したものは、消費財に使用（利用）することが「Mubah」（許される）である。
5. 上記3の動物の死体から製造したものを、食用（利用）用途に、使用（利用）することに関しては、ウラマー（法学者）の間に意見の相違がある。従い、より慎重（ihtiyath）を期す為、動物の死体から、なめし法にて製造した皮革の食用（利用）用途は、認められない。
6. 豚、犬乃至双方（又は、片方）由来の動物の皮革の使用（利用）は、法的解釈として、不浄であり、食用用途、消費財共に不法（認められず）であり、禁止される。

奨励（勧め）：

1. 政府は、消費財製品においても、本ファトワの条文に基づいて、規制をする必要がある。
2. 販売人・代理人は、ムスリムに供され、販売される消費財製品の製造工程が、本ファトワを手引きとして、履行しているかを確実にすることを求められる。
3. 消費財製品の製造に、動物の皮革を使用する人たちは、本ファトワを手引きとして、履行することが求められる。
4. LPPOM MUIは、消費財製品へのハラール証明に当たって、このファトワを手引きとして履行する。

結び：

1. 本ファトワは、下記日付をもって発効する。後日、訂正が必要となった場合は、その内容に従って、修正、正確化される。
2. ムスリム及び必要とされる人々に連絡が伝達されるように、本ファトワの広宣普及が推奨される。

ジャカルタ 西暦2014年12月31日
ヒジュラ暦1436年3月8日

(4) アルコール飲料製品に関して

ファトワ番号：1993年MUI/国民会議覚書

アルコールとその影響度：

1. 本ファトワにおけるアルコールとは、化学化合物で、分子構造C₂H₅OHを持つ、エチルアルコール又は、エタノールをさす。
2. アルコール飲料とは、炭水化物を有する各種植物を原料（穀物、果物、果汁等々）として、発酵させて得られるアルコール（エタノール）、又、発酵物の蒸留精製を通じて得られるアルコール（保健省の規定86/1977に分類される酒類A、B、Cも含む）が含まれた飲料物をさす。
3. 医薬用ワイン、朝鮮人参ワイン、着色飲料等、アルコールを含むものは、アルコール飲料と言う。
4. 「Khamar」とは、酩酊を引き起こすもので、アルコール飲料を含む。
5. アルコール飲料のアルコール度数の多少程度に拘わらず、全てアルコール飲料と言う。
6. アルコール飲料の引き起こすマイナス影響度は、プラスの影響度より大きい。例えば、肉体面・精神面に与える悪い影響、犯罪行為、未成年者非行、社会秩序・社会厚生への混乱などがあげられる。

7. 飲料医薬用アルコール等、プラスの影響を持つものも、（アルコール以外の物質で）代替することが可能である。治療薬、軟膏など外用薬としてのアルコール使用は、未だ使用されている。

法解釈（法的根拠）：

アルコール飲料の飲用は、量の多少に拘わらずハラーム（禁止）である。同様に、アルコール飲料の製造、流通配達、取引、売買、取引に伴う利益享受なども、ハラーム（禁止）である。

奨励（勧め）：

アルコール飲料の負の影響を和らげるために、国民会議の覚書は、以下の点を奨励する。

1. 政府に対して、
 - a. 政府は、国民を、特に若年者を、アルコール飲料の影響から避けるために、例えば、アルコール防止団体の様なものを設立し、国民的な取り組みで、アルコール飲料の禁止を図る、一層の努力をすること。
 - b. 産業省は、アルコール飲料を製造する工場の設立許認可、製造ライセンスを与えることを終了し、製造能力を段階的に削減していくこと。
 - c. 商業省は、アルコール飲料取引の許可書、法的ライセンスの発行を取りやめ、アルコール飲料の国内市場での流通を削減すること。商業省の取り組みとしては、以下を行うこと。
 1. 保健省法令の44項、82項記載に基づくアルコール飲料の生産、取引を制限する為に、政府通達を発行すべき。
 2. 医薬品製造におけるアルコール使用の削減
 3. アルコール飲料のパッケージに、「アルコールは、貴方の健康と未来に害を及ぼす」という標語を盛り込む政府通達を準備すること。
 - d. 教育文化省は、アルコール飲料を飲用し、配布流通させる学生の規制、管理、行為の取り締まりを強化すること。
 - e. 宗教省は、アルコール飲料の健康被害、危険性を宗教教育の教材に取り入れるなど、学校における宗教教育の促進を図る事。
 - f. 法務省は、アルコールに関連した法律で、より一層厳しい制裁処罰の刑事罰を準備する必要がある。
 - g. 情報省は、アルコール飲料の取引に関する広告を制限することが求められる。
 - h. 警察及びその他法務官吏は、アルコール飲料の使用、流通の管理監督を一層改善し、その違反者、犯罪人を厳しく取り締まることが求められる。
2. アピールとして、
 - a. 学者及び研究者は、内用、外用医薬製造時、溶液として使用、エキス（精油）、着色料、香料に使用されるアルコールを他の物質に置き換える、科学的、工学的な研究開発に努力して欲しい。アルコール使用の禁止に関して、科学的、工学的な最新の発見が、宗教上の要求を、更に支えることになる。
 - b. 政府各局及び官吏は、使用者の経済活動が低迷しない様な、方法で、工業用アルコール及びアルコール飲料の家庭使用を（廃止の為の）解決策を見つけることが求められる。

3. 公共団体指導者、神学者、聖職者たちに対して、

- a. イスラーム組織及び研究所には、アルコール飲料の危険性の啓蒙活動を積極的に進め、アルコールの危険から人々を守る国民的な運動を、起こして、先導していくことが求められる。
- b. 神学者、聖職者には、宗教的生活、個人・家族・共同体・国民・国家の生活・生命に及ぼす、アルコール飲料の危険性について、イスラーム説諭、一般教育の機会を増進すること（により予防すること）が求められる。
- c. 共同体、特に、ムスリムたちのコミュニティーには、個人・家族・共同体、国民、国家の生命を守る為、アルコール飲料を避けることが求められる。
- d. MUI役員会には、政府に対して、アルコール（に取り込まれることを）予防する団体組織を設立する様に訴えていくことが求められる。

ジャカルタ 西暦1993年10月1日
ヒジュラ暦1414年4月14日

(5) リサイクルウォーター（再生処理水）の使用に関して

ファトワ番号：No. 02/2010

日付：ヒジュラ暦1431年2月11日（西暦2010年1月27日）

概況

1. 本ファトワにおける再生処理水とは、一旦使用された水 (musta'mal)、不浄な (汚染された) 水 (mutannajis)、又は水質 (味、色、匂いなど) が変質した水 (mutaghayyir) を、技術的な加工処理をして得られるもの。
2. 2kukkah (qullah) の水とは、270リットルの水である。

法的説明

1. 再生処理水は、シャリーアの規定に則った加工処理が、施されている限り、純粋で、浄化されたもの (thahir muthahhir) である。
2. 上記のシャリーアの規定とは、以下の一つをさす。
 - a. Thariqat an-Nazh: この方法は、不浄な (汚染された) 水、又は、変質した水を、排出し、残留部分で汚染部分、変質部分を取り除かれ安全な水質のみを使用する方法。
 - b. Thariqah al-Mukatsarah: この方法は、不浄な水、又は、変質した水に、2kullah以上の純粋な、浄化された水を加え、不浄な部分及び変質した部分を完全に取り除かせる方法。
 - c. Thariqah Taghyir: この方法は、不浄な水、変質した水を、他装置を使用して、元々の水質である純粋な、浄化された水に戻す方法。但し、以下2つの要件を満たすこと。
 1. 使用される水は2kullah以上であること。
 2. 装置は、クリーンなものであること。
3. 上記の再生処理水は、沐浴用、入浴用、浄化 (洗い清める) 用、洗顔・洗体用に使用する事が出来る。人体に害を及ぼさない限り、飲料用、調理用などとしても使用する事が出来る。

ジャカルタ H1431年2月11日
西暦2010年1月27日

(6) 微生物菌、微生物製品の食品使用に関して

MUI FATWA No.1/2010

FATWAの背景:

MUIファトワ委員会は、以下の状況に鑑みて、

- a. 微生物及び微生物製品は、食品、飲料品、医薬品、化粧品の製造工程で、幅広く使用されている。
- b. 社会 (国民) の中で、微生物及び微生物製品の使用に関する法律 (規則) に関して、多数の質問・疑問が出ている。
- c. 従い、微生物及び微生物製品の食品製造使用に関し、ガイドラインとなるべき法律 (規則) をファトワとして策定することが必要であると考えられる。

判断根拠 (1)

1. クルアーン:

クルアーン第2章「雌牛章」(2: 168)

「人びとよ、地上にあるものの中良い合法なものを食べて、悪魔の歩みに従ってはならない。本当にかれは、あなたがたにとって公然の敵である。」

クルアーン第7章「高壁章」(7: 157)

「かれらは文字を知らない預言者、使徒に追従する者たちである。かれはかれらの持っている (啓典) 律法、福音の中に記され、見出される者である。かれは正義をかれらに命じ、邪悪をかれらに禁じる。また一切の良い (清い) ものを合法 (ハラール) となし、悪い (汚れた) ものを禁忌 (ハラーム) とする。またかれらの重荷を除き、かれらの上の束縛を解く。それでかれ (使徒) を信じる者は、かれを尊敬し、かれを助けて、かれと共に下された御光に従う。これらの人びとこそは成功する者たちである。」

クルアーン第2章「雌牛章」(2: 29)

「かれこそは、あなたがたのために、地上のすべてのものを創られた方であり、更に天の創造に向かい、7つの天を創造された御方。またかれは全ての事を熟知される。」

2. ハディース:

“Ibn Abbasが語るところによると、ネズミがクミン油の上に落ちたことを、預言者が尋ねられ、預言者は、「ネズミを、その周りと一緒に取り出し、そしてそのネズミを外に放りなさい。その残ったクミン油は食することが出来る」と答えた」と (Bukhariのハディースより)

“Abi Tsa'labahが語るところによると、預言者は、「アッラーはあなたがたにするべき義務を与えられた。その義務を果たしな

さい。又、幾つかの事を禁じられたが、そのことは行わない事。又、幾つかの制限を求められたが、その制限を超えてはならない。又、記憶にとどめながら、幾つかの事を無視することを求めたので、それを追い求めてはなりません」と言った” (Thabraniのハディース: Al-Mu'jam Al-Kabirより)

“あなた自身に、又は他の人に害を与えてはならない” (Ibn Maja and Daruqutniのハディースより)

3. フィクフィ (法学) の原則:

“有害なものは、廃止されなければならない”

“害を避けることが、利益 (有益) を得ることよりも優先される”

“有益なことは、法律 (規則) の下、認められる (許される)”

判断根拠 (2)

1. Najisに接した (触れた、混じった) 液体 (Al-Mani') に関し、法学者の意見は異なっている。Imam Al-ZuhriとImam Al-Auzayは、「液体は、水と同じ扱いである」との考え方である。

“Imam Al-ZuhriとImam Al-Auzayは、Najis物質の存在が故に、液体がNajisに変化するが、そうでない (変化しない) 限り、液体は純粋であり、Najisではないとの考えから、シャリーア法上、液体は水と同じ扱いであるとの意見である。これと同じ見解を持つものは、Ibn AbbasとIbn Mas'udである” (出典不明)

2. 排泄物 (の土壌) に育った植物に関する神学者の意見は (Raudha Al-Thalibin, Hasyiya Al-Qalyubi及びAsna Al-Mathalibより)、

“排泄物の土壌に育った植物に関して、Al-Ashaabの意見は、「植物はNajisではないが、もし、その植物がNajisに接していれば、Najisである。しかし、Najisが取り除かれるなら、純粋なものになるし、周りを取り除いた (そぎ落とした) 植物の中身 (髓体) は、純粋 (不浄ではない) なものである”

“Najisの媒体物 (培地) で育てられた野菜は、純粋である。又、Najisに接触した部分は、Mutanajjisであり、これは、洗浄することによって純粋なものになる”

“Najisな培地 (媒体物) で育てられた植物は、非Makrooh (推奨は出来ないが、ハラームではない) である”

3. 1月13日と19日の委員会が出された新たな展開の意見及び提案も含め、

決定事項

MUIのファトワ委員会は、微生物及び微生物製品に関するファトワを、以下の通り定めた。

1. 微生物は、微小な生物で、1000分の1ミリのサイズで、顕微鏡でしか見ることが出来ないもの。
2. 微生物製品とは、微生物の助けを借りて得られた産物。それは、微生物細胞の状態のままとか、微生物の新陳代謝の結果、得られる産物、又は、たんぱく質、ビタミン、有機酸、有機溶剤とかアミノ酸の状態の中にも存在する。

法律 (規則) の一般解釈

1. 微生物は、(人体に) 有害でない及びNajisに汚染されていないものは、基本的にはハラールである。
2. 純粋な培地で育成された微生物は、ハラールである。
3. Najisな培地で育成された微生物でも、Najisなものが微生物と切り離せるもので、浄化される限りにおいてハラールである。
4. ハラールな培地で育成された微生物から得られる微生物製品は、ハラールである。
5. Najisな培地で育成された微生物から得られる微生物製品は、微生物と培地が切り離せ、微生物が浄化される限り、ハラールである。
6. 豚由来のものを含む培地から育成された微生物及び微生物製品は、ハラームである。
7. 微生物及び微生物製品で、Najisな培地で育成されたものであっても、シャリーア法上の浄化を行ったものは、ハラールである。その場合、生産過程の中で、純粋な (muthlaqな) 水を、少なくとも2クッラー (270リッター相当) 使用することで可能である。

ジャカルタ H1431年2月3日
西暦2010年1月19日

正統四代カリフの時代－アブーバクル（32）

（前回からの続き）

そして、ウマルは言葉を続けた。

「また、アンサールの望むことが実現したならば、統治は正常には行なわれないであろう。二人の指導者の意見の相違はイスラーム教徒全員の生活を崩壊させることになり、限らない闘争へと向かわせることになる。たぶん彼らを度重なる戦争へと余儀なくさせることになる。」

アンサールの中からこの言葉に反対する者が出た。そこで、アブーバクルの側で今まで黙っていたアブーウバイダが突然立ち上がり、マディーナの住人に向かって言った。

「アンサールの衆よ、あなた方は最初に助け支援した方々であります。決して、態度を急変させる最初の者となるなかれ。」

その言葉に心を動かされたアンサールの中のアスラジュ族の指導者の一人バシール・ブン・サアドが言った。彼は聖遷以前に「第二次アルアカバの誓い」で預言者へ忠誠の誓いを行なったアンサールの一人であった。

「アンサールの衆よ、アッラーに誓って、我々は多神教徒との聖戦でより良い功績をあげた者であります。この教えにも率先して入った者であります。我々はただただアッラーの満足を得るために、預言者への忠誠だけが望みでありました。それで、人々を支配するのは、我々の望むところではありません。ムハンマド様はクライシュ族出身ではありませんか。彼の部族こそ支配するのに最も権利があり、最も相応しいのです。私達がこの事で彼らと争うのはアッラーの望むところではありません。アッラーを畏れなさい。彼らと対抗してはなりません。彼らと争ってはなりません。」

アブーバクルはそれぞれの意見を耳にしながら、預言者の後継者として誰を推薦するか、彼の考えを明らかにしようとした。・・・二人の内のいずれかである。「ウマル」・・・アッラーが彼によってイスラームに力を授けた人物である。「アブーウバイダ」・・・アッラーの使徒様が彼をこの共同体の正直者と評した人物である。・・・

アブーバクルは二人に近付き、二人の間に入り、二人の腕を取り、高々とあげ、人々に向かって言った。

「私はこの二人の男ウマルとアブーウバイダのいずれかを後継者にと考えます。」

ウマルの腕が火の粉が降り掛かったかのように震えていた。アブーウバイダはあまりの恥ずかしさのために涙をためながらもしっかりと目を閉じていた。

ウマルが叫んだ。

「アッラーに誓って、アブーバクルが居る部族を支配するなどは、それよりも首を跳ねられたほうがましである。」

そして、アブーバクルに向かって言葉を続けた。

「いいえ、それをお受けすることはできません。あなたこそムハージルーンで最も立派な方です。洞窟で預言者と一緒に居られた方です。礼拝でアッラーの使徒様の代理を務めた方です。礼拝は最もイスラーム的行為です。誰があなたよりも先にこの任に就くことができます。さあ、手をお出し下さい。あなたにこそ忠誠の誓いをいたします。」

そして、「ウマル、あなたこそ」と言って譲らぬアブーバクルの手を握って、ウマルはアブーバクルに忠誠の誓いを行なってしまった。そして、アブーウバイダも忠誠の誓いを行なった。

続いて、その場に居たアンサール達も今までの態度を恥じるのかのように次々と忠誠の誓いを行なった。

これがサーイダ家の庇付き通路でのアブーバクルへの忠誠の誓いである。

アンサールはあのような態度を取ったが、決して真実に対して虚偽を申し立てたわけではなかった。決して、部族意識により統治権

や代表権を求めたのではなかった。彼らも共同体の存続を心配してのことであった。アブーバクル達との協議の結果、彼らは援助者としての使命を思いおこし、イスラーム共同体での立場を再認識した。そして、イスラーム共同体の最良の人物に忠誠の誓いを行なった。

アンサールの不安は何であったのだろうか？

預言者の死後クライシュ族のムハージルーンがカリフ位に就任して、このことが慣習となり、クライシュ族がカリフ位を独占することになった場合、もし、後世にクライシュ族の末裔の中から統治者に相応しい人物が出なくなったとき、クライシュ族が彼ら以外に権利を認めず、イスラーム共同体に弊害を及ぼすことになるのではないのか？

このような心配、不安がアンサールの心をよぎったと考えられる。そこで、アンサールは将来の不測の事態を考慮してクライシュ族以外からでもカリフが選出される慣習を残したいと考えたのであろう。そこで、ムハージルーンとアンサールそれぞれが同等の権利を有すると考え、双方から指導者を立てて、二人の指導者が統治の重責を担うことを提案した。それによって、統治責任の釣り合いをとり、お互いに暴走を抑制する役目ともなると考えたのであろう。

この提案は退けられる結果となったが、重要なことはアブーバクル達がアンサールを簡単に説得できたことである。アンサールは彼らに背を向けるわけでもなく、何のわだかまりもなく、アブーバクルに忠誠の誓いを立てたのである。それは共同体の安定をアブーバクルの言葉の中に見出したからと考えられる。もし、アンサールが部族意識を剥出しにして、統治や権力の独占に固執していたならば、昼間のほんの一時の説得でアブーバクルと仲間二人の意見に従うわけでもないはずである。

アブーバクル以後、ウマル、ウスマーン、アリーとカリフが続く中で、アンサールはカリフ継承に特別な執着を見せることはなかった。（次号に続く）

研究会報告

【平成29年度第1回タフスィール公開研究会開催】

今年度第1回目のタフスィール（クルアーン解釈）公開研究会が、平成29年5月18日午後2時より文京キャンパスC館で開かれた。講師は森伸生イスラーム研究所長でクルアーン第19章マルヤム章1～33節を解説した。今年度は、後6回の研究会を予定している。

محتويات العدد

1. تقرير عن اجتماع الجهات المانحة للشهادات الحلال الثامن في ماليزيا
رئيس لجنة الشريعة الإسلامية لمعهد دراسات الشريعة : موتو هيدنيومي
2. تقرير عن برامج تطوير التكنولوجيا الدولي الأول في ماليزيا
لجنة الشريعة لمعهد دراسات الشريعة : هوريغوتشي يو
3. ترجمة الفتاوى لمجلس العلماء الإندونيسي
رئيس لجنة العلوم لمعهد دراسات الشريعة : موتو أيج
4. مقال : الخلفاء الراشدين (32)
مدير معهد دراسات الشريعة : موري نوبوأو
5. أخبار المعهد: الدور الأول لدراسات التفسير (سورة مريم)